

職業紹介事業セルフチェックリスト【回答編】

◎設問に対する、法律や資料を参考にしながら、職業紹介事業の業務運営にご活用ください。

※囲み線の中には、解説と関連する職業安定法（以下、「法」という）とその他の関連する法律の条番号を明記しています。

愛知労働局需給調整事業部

● 求人・求職者の受理について

設問1 求人者から労働条件等の明示を受ける（以下、「求人受理」という）際、書面または電子メールにより明示を受けていますか？

受けている 受けていない

（解説1）

職業紹介事業者は求人者から求人条件等の明示を書面の交付の方法または電子メールを利用する方法により（※FAXは含まれません）受けなければなりません。

【関連する法条文】

法第5条の3、法施行規則（以下、「則」という）第4条の2

設問2 求人受理する際、明示すべき事項が適正に記載されているか確認していますか？

確認している 確認していない

（解説2）

労働条件等の明示する内容は法で定められており、以下の通りです。

- ① 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ② 労働契約の期間に関する事項
- ③ 就業の場所に関する事項
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ⑤ 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び精勤・皆勤手当等を除く）の額に関する事項
- ⑥ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険の適用に関する事項

【関連する法条文】

法第5条の3、則第4条の2

設問3 求人受理する際、業務内容に港湾運送業務または建設業務が含まれていないか確認していますか？（※有料職業紹介事業者のみ）

確認している 確認していない

（解説3）

港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業の二つの職業は、有料職業紹介事業の取扱職業とすることはできません。

なお、法第32条の11には「その他有料の職業紹介事業においてその職業の斡旋を行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業」とされていますが、この厚生労働省令で定める職業は、現在定められていません。

【関連する法条文】

法第32条の11、則第24条の3

設問4 求人受理する際、「女性に限る」または「男性に限る」と記載されていた場合、合理的な理由に該当しているか提示を求め、確認していますか？

確認している 確認していない

(解説4)

労働者の募集及び採用について、女性と男性を差別することは雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法（男女雇用機会均等法）第5条に違反し、また、これに基づいて職業紹介を行うことは、差別的取扱いを禁止する職業安定法第3条の趣旨に反するものです。

ただし、理由によっては可能な場合があり、例えば男性の多い職場に、男女の均等を図るために女性の募集を行う場合（ポジティブアクション）や当該業務が、他の法令上性別が限定されている場合です。

判断に迷う場合には、愛知労働局 雇用均等室（052-219-5509）へご相談ください

【関連する法条文】

法第3条、男女雇用機会均等法第5条・第7条

設問5 求人受理する際、「〇〇歳以下に限る」などの年齢制限が記載されていた場合、合理的な理由に該当するか提示を求め、確認していますか？

確認している 確認していない

(解説5)

雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、事業主は労働者の募集及び採用について年齢制限の禁止が義務化されました。

この趣旨をふまえ、求人者から労働条件に関し、年齢制限のある明示を受けた職業紹介事業者は、求職者に対して当該理由を適正に提示する必要があるため、求人者に対し、以下のことを行って、適正な求人受理に努めてください。

- ・当該年齢制限を行う理由が、雇用対策法施行規則第1条の3第1項各号に掲げる例外事由に該当するか否かの確認をしてください。
- ・年齢制限を行う理由が適正に提示されている場合は、当該理由を求職者に適正に提示してください。
- ・求人申込みの内容が法令に違反しているものであると認められる場合は、申込み内容を是正するよう働きかけを行ってください。
- ・求人申込み内容の是正を働きかけたにもかかわらず是正されない場合は、当該求人申込みの受理を行わず、管轄する職業安定所に情報を提供して下さい。

【関連する法条文】

高年齢者雇用安定法第18条の2第1項、雇用対策法施行規則第1条の3第1項、職業安定法に係る指針第5条の5

設問6 求職者に求人者を紹介する際、労働条件等の明示を書面または電子メールにより行っていますか？

行っている 行っていない

(解説6)

職業紹介事業者は求職者に対して、求人条件等の明示を書面の交付の方法または電子メールを利用する方法により（※FAXは含まれません）明示しなければなりません。

なお、労働条件等の明示する内容は法で定められており、以下の通りです。

- ① 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ② 労働契約の期間に関する事項
- ③ 就業の場所に関する事項
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ⑤ 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び精勤・皆勤手当等を除く）の額に関する事項
- ⑥ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険の適用に関する事項

【関連する法条文】

法第5条の3、則第4条の2

設問7 取扱職種を限定していない場合、求人または求職の申込み（その内容が法令に違反している場合を除いて）を断ったことがありますか？

断ったことがある 断ったことがない

（解説7）

取扱業務の範囲等を限定しないことは、あらゆる職業についての、求人、求職を受けなければならないこととなります。全職業を取り扱うことが困難と判断される場合には、適格紹介の観点から、取扱業務の範囲等を限定し、届出を行う必要があります。

なお、求人、求職の申込み内容が法令（職業安定法を含む他の法律すべて）に違反するときは、受理しないことができます。

【関連する法条文】

法第5条の5・第6条の6・第32条の12、則第24条の4

設問8 求人または求職受理した際、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項（※有料職業紹介事業者のみ）、苦情に関する事項（苦情処理担当者、苦情処理体制等）、求人者の情報及び求職者の個人情報に関する事項についてすみやかに、求人者または求職者に書面または電子メールにより明示していますか？

明示している 明示していない

（解説8）

職業紹介事業者は、

- ①取扱職種の範囲等（厚生労働大臣に届出した取扱う職種と地域）
- ②手数料に関する事項（※有料職業紹介事業者のみ）
- ③苦情処理に関する事項（苦情処理担当者、苦情処理体制等）
- ④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

を求人者及び求職者に対し、明示する必要があります。

このことは業務の運営方針を示すうえで必要なものです。

【関連する法条文】

法第32条の13、則第24条の5

● 職業紹介責任者について

設問9 職業紹介責任者講習を5年に1回受講した者が、職業紹介に従事する者50人当たり1人以上選任されていますか？

選任している 選任していない

（解説9）

職業紹介責任者は、職業紹介に関する業務を統括管理するもので、その役割は次の通りです。

- ・ 求人者または求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- ・ 求人者の情報及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- ・ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務を統括し、その改善を図り、安定機関との連絡調整に関すること。

また、選任要件については職業紹介業務に従事する者50人当たり1人以上の者を選任する必要があります。

【関連する法条文】

法第32条の14、則第24条の6

設問10 求人者または求職者からの苦情があった場合、苦情の内容や対応経過等を記録していますか？

記録している 記録していない

(解説 10)

職業紹介責任者は、求職者、求人者等からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口、苦情対応方法等を明確にし、苦情の内容、対応の経過を記録すること等により、苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努め、求人者等の関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応することが必要です。

また、苦情処理を行った場合には、対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めることが必要です。

【関連する法条文】

職業安定法に係る指針第5条の3

● その他

設問 1 1 業務運営規程及び手数料表（※有料職業紹介事業者のみ）を利用者にわかりやすく、閲覧の便利なところに掲示していますか？

掲示している 掲示していない

(解説 11)

職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表（※有料職業紹介事業者のみ）及び業務の運営に関する規程を掲示しなければなりません。

なお、業務運営上のトラブルを避けるため、許可証と個人情報適正管理規程も併せて掲示することが望ましい。

【関連する法条文】

則第24条の5

設問 1 2 職業紹介後、求人者に雇用された求職者（労働者）の賃金について、求人者（雇用主）から代理受領して支払っていることはありますか？

あります ありません

(解説 12)

賃金の支払いについて、雇用主から直接支払われず、職業紹介事業者が賃金を代理受領し、間接的に労働者に支払われていることは、自己の雇用する労働者に賃金を支払う行為と類似し、安定法により禁止されている労働者供給事業に該当する可能性が高くなるため、改善の必要性があります。

また、直接払いの原則により、賃金は雇用主自ら支払わなければならない、職業紹介事業者から求職者に直接支払われた場合は、職業紹介事業者のほか求人者にも罰則規定が適用される場合があります。

【関連する法条文】

法第44条、労働基準法第24条

設問 1 3 毎年4月30日までに前年度における職業紹介事業の状況を、報告書にまとめて作成し提出していますか？

提出している 提出していない

(解説 13)

職業紹介事業者は毎年4月30日までに、前年度の職業紹介事業の状況を事業所ごとに、「職業紹介事業報告」にまとめ作成し、提出しなければなりません。

なお、変更の届出については、変更事実の発生した日の翌日から10日以内、ただし紹介責任者の変更は30日以内に届出しなければなりません。

【関連する法条文】

法第32条の16・第32条の7

上記の内容以外でも、事業運営で分からない事・疑問点がありましたら、愛知労働局 需給調整事業部 (052-219-5587) までお問い合わせください！